平成２３年（フ）第９８号
富山市水橋市江62番地
債務者　尾島　喜洋
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２０号
福岡県中間市大字上底井野104番地１
債務者　阿蘇品宏晃
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２１号
福岡県中間市大字上底井野104番地１
債務者　阿蘇品舞子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３５号
北九州市小倉南区下石田１丁目18番３―405号
債務者　角宮　浩一
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３号
長崎県雲仙市愛野町甲301番地　カドハウス中尾201
債務者　霜田　修二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
長崎県南島原市加津佐町戊1015番地、前住所長崎県諫早市幸町17番22号
債務者　井上　秀之
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
長崎県南島原市西有家町見岳2296番地２、前住所愛知県名古屋市中川区万場３丁目1314番地　セイブ工業内
債務者　金子　哲弘
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
長崎県南島原市布津町甲473番地１、前住所長崎県南島原市深江町丙1148番地
債務者　山下由希子（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
群馬県佐波郡玉村町大字与六分137番地１
債務者　青木　富子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月７日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
滋賀県長浜市三ツ矢元町27番24号　ジャパンハイツ503号室
債務者　中村　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１９４５号
大阪市東淀川区井高野３丁目３番53―307号
債務者　宮本　幸信
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９６３号
大阪市住之江区御崎２丁目６番22号　ポアール住之江４Ｅ、申立時の住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　岡村　泰隆
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５５号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―109号
債務者　引野　和典
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０１号
大阪市平野区喜連東４丁目４番32号
債務者　福田工業所こと　福田　富二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２３号
大阪市北区南森町１丁目２番５号
債務者　則武　和子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３９７号
大阪市西成区千本北１―３―18　ファミリーハイツ102、住民票上の住所大阪市西成区千本北２丁目15番17号
債務者　松浦　賢二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６４号
大阪府東大阪市川俣３丁目１番30号　４―Ａ
債務者　宮奥　朋規（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部